

東京港健発 第26号
平成29年3月16日

事業主 殿

東京港健康保険組合
理事長 岩城 静二

「健康企業宣言」参加のご案内について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、当組合の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、東京都において「健康企業宣言東京推進協議会」が発足し、「健康企業宣言」の取組みを進めることとなり、当組合もこの取組みの趣旨に賛同し参加することといたしました。

この機会に、「健康企業宣言」にご参加下さいますようご案内申し上げます。

記

1. 「健康企業宣言」の実施主体と取組むメリットについて

実施主体は、貴事業所となります。

事業主様が「健康企業宣言」をすることで、従業員と一体となって健康づくりに取組める環境が生まれます。

健康企業宣言に取組むメリットとしては次のことが考えられます。

- ① 従業員が健康でないと、企業も実力を発揮できません、従業員の健康管理は企業のリスク管理でもあります。

企業で健康づくりをすることで、リスク低減が期待できます。

- ② 『健康企業宣言』エントリー事業所には「宣言の証」を送付します。

また、認定証を贈呈した事業所は健康づくりに取組み認定を受けた企業として（当組合・健保連東京連合会）のホームページで紹介します。

※健康企業宣言の取組みに当たっては、専門家による支援として東京商工会議所「健康経営アドバイザー制度」を利用することができます。

なお、「健康経営アドバイザー制度」については、東京商工会議所ホームページをご覧ください。

2. 健康企業宣言から健康優良企業認定までの流れ等について

※「東京の企業経営者の皆様へお知らせ」（参考1）をご参照ください。

- (1) 企業等は「健康企業宣言チェックシート S t e p 1」（様式3）により自社における健康課題の確認を行います。
- (2) 次に、「健康企業宣言 S t e p 1」応募用紙（様式1）を、加入している健康保険組合へ提出します。
- (3) 応募用紙を受理した健保組合は、健保連東京連合会へ回送し、健保連東京連合会が作成した『健康企業宣言 S t e p 1 「宣言の証」』（様式2）を健保組合経由で企業等へ交付します。
- (4) 企業等は、健康課題の項目を含め「健康企業宣言 S t e p 1 チェックシート」に掲載の①から⑱までの質問項目について、改善・維持の取組みを実践します。
- (5) 企業等は、概ね1年経過後又は達成基準である80点以上を獲得した場合は、「健康企業宣言実施結果レポート」（様式4）に点数等を記入し、加入している健保組合へ報告します。
- (6) 健康企業宣言実施結果レポートを受理した健保組合は、記入漏れ等のチェックを行い健保連東京連合会へ回送します。

健保連東京連合会は、レポートの審査を行い、達成基準を満たしていると認められた場合は、「健康優良企業銀の認定証」（様式5）を作成し、健保組合経由で企業等へ交付します。この場合、S t e p 1の取組みを継続するかS t e p 2へチャレンジすることができます。

達成基準を満たさなかった場合には、健康保険組合経由で「宣言の証」が交付されますので、継続して宣言行動に取り組むこととなります。
- (7) 健康企業宣言の取組みが継続できなくなった場合は、加入している健康保険組合に辞退届を提出することで中止することができます。

3. その他

(1) 健康企業宣言東京推進協議会について

東京都内の（中小）企業による健康経営・健康づくりの取組みを支援・普及・促進し、健康企業宣言に取り組む企業等に対して、健康優良企業として認定することを目的として、参加機関が連携して推進する協議会です。

【参加機関】

- 医療保険者 : 健康保険組合連合会東京連合会、全国健康保険協会東京支部
経済団体 : 東京都商工会連合会、東京商工会議所、東京都商工会議所連合会
自治体 : 東京都
関係団体 : 東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、
東京都社会保険労務士会、東京都中小企業診断士協会、
東京都総合健康保険組合協議会、東京都総合組合保健施設振興協会

(2) 添付書類等について

【参考】

- 参考1 東京の企業経営者の皆様へお知らせ 「健康企業宣言」スタート
参考2 健康企業宣言 Step 1 募集中

【様式】

- 様式1 健康企業宣言 Step 1 FAX申込書
様式2 健康企業宣言 Step 1 宣言の証
様式3 健康企業宣言チェックシート Step 1
様式4 健康企業宣言実施結果レポート Step 1
様式5 健康優良企業認定証（銀の認定証）例
様式6 健康企業宣言 登録内容変更届
様式7 健康企業宣言 宣言の証・健康優良企業認定証再発行届
様式8 健康企業宣言 登録（認定）辞退届

【お問い合わせ先】

東京港健康保険組合
健康企業宣言担当 総務課
03-3455-0061（代表）
受付時間 平日 9：00～17：00